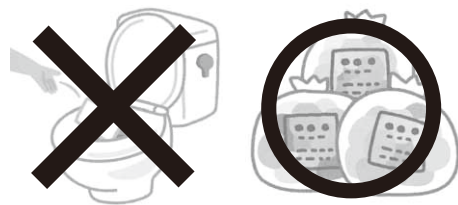


下水道に流してはいけません

▶ 問合せ 建設課上下水道係 ☎ 25-3421



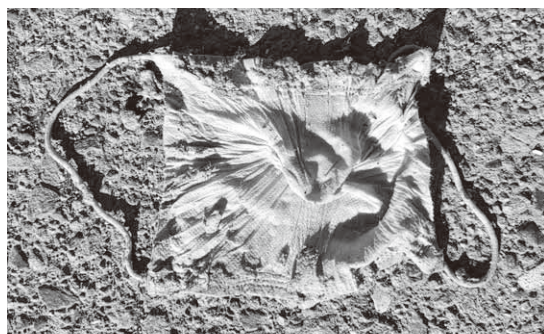
下水道（農業集落排水）や合併処理浄化槽は、家庭や事業所などから出る汚れた水を下水管に集め、下水処理場で浄化し、きれいになった水を河川に放流します。この仕組みによって、河川への汚れた水の流出を抑えています。

◆「トイレに流せる」!?

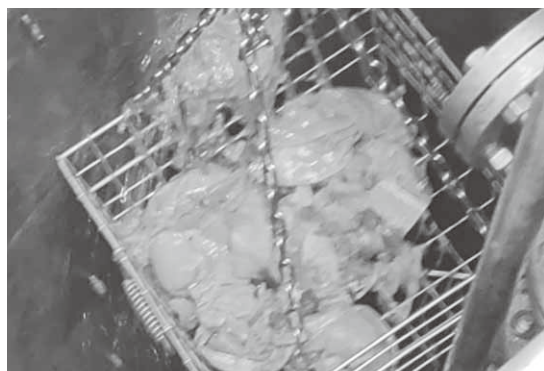
近年「トイレに流せる」製品が多く販売されていますが、トイレットペーパーに比べると水に溶けにくいいため、トイレ詰まりの原因となる事があります。ご利用の際は、製品説明を今一度ご覧ください。

◆猫砂は燃やせるごみに

猫砂は「流せるタイプ」であっても、一度に大量に流してしまうと、水に溶けきらず排水管詰まりが起きます。また、「流せないタイプ」を誤って流してしまうと、下水処理機器が故障する原因になります。詰まりや故障に繋がりますので、猫砂を処分する際は、燃やせるごみで出してください。



排水管に詰まったマスク



ポンプ場に溜まった異物

絶対に流してはいけないもの

マスク等の衛生用品、生理用品、菓子の袋、軍手、タオル等の布類、農薬、農薬器具の洗浄水、石油類、食用油、石、木片、プラスチック、生ゴミなど

相続登記の申請が義務化されます

▶ 問合せ 前橋地方法務局 ☎ 027-221-4466
前橋地方法務局沼田支局 ☎ 22-2518

所有者不明土地の発生を予防するため、4月1日から、相続人は不動産（土地・建物）の所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記を申請することが法律上の義務となります。

4月1日より前に相続した不動産で、相続登記がされていないものについては、令和9年3月31日までに相続登記を申請する必要があります。正当な理由がなく相続登記をしない場合は、10万円以下の過料が科される可能性があります。相続登記義務化に関する詳細は法務省ホームページをご覧ください。



制度の詳細について

法務省のホームページをご覧ください。



登記手続きについて

◆前橋地方法務局沼田支局
☎ 22-2518 (完全予約制)

前橋地方法務局沼田支局で登記手続きに係る案内を行っています。完全予約制です。



専門家に相談したい時は

◆群馬司法書士会総合相談センター
☎ 027-221-0150

群馬司法書士会総合相談センターへご相談ください。無料で電話相談を行っています。

